

# 道の駅「明治の森・黒磯」運営会社設立支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の名称

道の駅「明治の森・黒磯」運営会社設立支援業務委託

## 2 業務の概要

### (1) 業務内容

本市では、道の駅「明治の森・黒磯」の青木ふるさと物産センターの建て替えを中心とした再整備を予定している。本業務は再整備後に施設を運営するための新会社の設立に向け、現状及び運営上の課題や管理運営方式の検討、収支計画を含む事業計画案を作成するためのものである。

具体的には、現在市が想定する再整備の考え方（コンセプト・収支計画等）を基にした事業計画の練り上げ及び新たなコンテンツの提案、運営会社設立に向けた設立準備委員会及び発起人会の運営支援、必要書類の作成である。

※対象施設：旧青木家那須別邸、駐車場、トイレ、EV充電器、ハンナガーデン、杉並木、芝生広場、散策路、保全林、物産センター、レストラン、直売所

(2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月24日（金）まで

(3) 履行場所 那須塩原市役所ほか

(4) 提案上限額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本件は、令和4年度当初予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときには、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

(5) 支払方法 業務完了後精算払い

## 3 参加資格

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。

(4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が

存しないこと。

#### 4 スケジュール

公募（市ホームページ）	令和4年3月 9日(水)
参加申込締切、質問締切	令和4年3月23日(水) 17時まで（必着）
質問の回答予定日	令和4年3月25日(金)
辞退届提出締切、企画提案書締切	令和4年4月 7日(木) 17時まで（必着）
一次審査（書類審査）	令和4年4月11日(月)
一次審査結果の通知（電子メール）	令和4年4月13日(水)
二次審査プレゼンテーション	令和4年4月20日(水)
結果通知（プレゼンテーション審査）	令和4年4月21日(木)

#### 5 参加手続等

##### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市 産業観光部 農務畜産課 農業振興係（担当：磯）

電話番号 : 0287-62-7147

FAX番号 : 0287-62-7223

電子メール : noumuchikusan@city.nasushiobara.lg.jp

##### (2) 参加方法

実施要領・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、市ホームページ (<https://www.city.nasushiobara.lg.jp>) からダウンロードすること。

なお、企画提案にあたり必要となる次の資料は適正な参加申請書の提出のあった法人に対し、参加申請書提出日又は翌営業日中に電子メールにて貸与する。

- ・道の駅「明治の森・黒磯」再整備に係る検討資料
- ・青木ふるさと物産センター再整備に係る基本設計平面図
- ・現在の青木ふるさと物産センターにおける売上、入り込み客数等の基礎資料

※本資料については、他に公開してはならない。

##### (3) 参加申請書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申請する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和4年3月23日（水）17時まで（必着）

イ 提出書類 ① 参加申請書【様式第1号】

② 参加資格要件確認書【様式第2号】

a 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）

b 財務諸表（写し可）

c 納税証明書（写し可）

③ 会社の概要が分かるパンフレット等（様式自由）

ウ 提出先 5（1）に同じ。

エ 提出方法 持参（閉庁日を除く。8時30分から17時15分まで）  
又は郵送（書留郵便等で送達確認ができるものに限る。）

※参加申請後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退届【様式第4号】を提出し、5（2）により貸与された資料は破棄すること。なお、辞退の期限は企画提案書提出期限と同日とする。

#### （4）質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、質問書により受け付ける。  
なお、電話での質問は受け付けない。また、説明会は実施しない。

ア 提出期限 令和4年3月23日（水）17時必着

イ 提出先 5（1）に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書【様式第3号】を使用し、次の点に留意して記載すること。

メールの件名は、「道の駅「明治の森・黒磯」運営会社設立支援業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

エ 回答方法 回答予定日に市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。また5（3）の参加申請書が提出されなかった者からの質問事項には回答しない。質問書及びそれに対する回答の内容は、本要領又は仕様書の追加又は修正とみなす。

オ 回答予定日 令和4年3月25日（金）

#### （5）企画提案書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

必要書類は各10部（正本1部、副本9部）準備し、正本の表紙には、代表者印を押印すること。

提出書類はすべてA4サイズとする。

ア 提出期限 令和4年4月7日（木）17時必着

イ 提出書類 ① 企画提案書表紙【様式第5号】

② 企画提案書（任意様式）内容は5（5）のとおり。

③ 業務計画書（任意様式）

④ 見積書及び内訳書（任意様式）

⑤ 業務実施体制図【様式第6号】

⑥ 履行実績等【様式第7号】

※実績として記載する場合、当該契約書及び仕様書の写し

ウ 提出先 5（1）に同じ。

エ 提出方法 持参（閉庁日を除く。8時30分から17時15分まで）  
又は郵送（書留郵便等で送達確認ができるものに限る。）

## （6）企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書「5留意事項（2）」の視点を重視した上で以下の内容を含めること。提案書は5（5）イ①及び③、④、⑤、⑥を除き、A4サイズ片面15枚以内、フォントサイズは11ポイント以上（図表、絵はこの限りでない）とすること。

ア 現状分析及び課題整理の方法

イ 資料「道の駅「明治の森・黒磯」再整備に係る検討資料」のうち「収支計画」「運営会社の資本金及び出資構成」における、事業として修正すべき点及びその理由と改善案

ウ 旧青木家別邸、ハンナガーデン、杉並木、芝生広場、散策路、保全林のいずれかを活用したコンテンツ案の提案

※運用が必要なものに関して運用体制等も含めて提案をすること。

エ その他の独自提案（任意）

将来的な道の駅の魅力の向上につながるような提案があれば盛り込むこと。

※今回の委託内容で実施するものではなく、再整備後の運営の方向性の確認をするためのものである。

## 6 提案の審査

### （1）一次審査（書類審査）

書類審査を行い、得点の高い順に上位3位事業者までが一次審査を書類通過したものとみなし、次のプレゼンテーション審査による審査の対象とする。

※評価点が同点の場合には、「遂行能力」の点数が高い者とする。

※上記点数も同点の場合は、選定委員会の合議により決定する。

### （2）一次審査結果通知（企画提案参加事業者の決定）

令和4年4月13日（水）までに決定し、各社へ電子メールにて通知をする。

### （3）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位3事業者までに対して、プレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

なお、一次審査の評価は二次審査に持ち越さない。

※評価点が同点の場合には、「有効性」の「提案内容、見積金額を総合的に判断して業務の実現性があるか。」の点数が高い者とする。

※評価点が同点の場合には、選考委員会の合議により決定する。

(4) 二次審査結果（契約候補者の決定）

令和4年4月21日（木）に市ホームページにて公表するとともに各社へ郵送及び電子メールにて通知をする。なお、公表する結果については、契約候補者以外の事業者名はアルファベット表示等の記号に置き換えた上で公表をする。

7 二次審査の方法・内容

企画提案書にかかるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの方法については特に指定しないが、提出した企画提案書の内容については説明することとする。

(1) 日時・会場 令和4年4月20日（水）

那須塩原市役所東庁舎 2階901会議室

(2) 提案順番 参加申請書の受付番号を採用する。

(3) 時間 各社30分以内とする（別に10分の質疑応答時間を取る）。

(4) 使用できる機材

プレゼンテーションにて使用する備品等（パソコン等）は提案者で準備することとする。  
プロジェクター、スクリーン等の資料表示に必要な設備は本市で準備する。

(5) 留意事項

プレゼンテーションの実施に際し、企画提案書以外の追加資料の提示は認めない。  
出席者は3名以内とする。

8 審査基準

審査事項に係る評価項目及び評価点は以下のとおりとする。

(1) 一次審査（書類審査）

審査項目	審査内容	配点
実績	同種・類似業務の実績があるか。	20点
価格	$(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times \text{配点}$ ※小数点は第2位以下切り捨て	20点
遂行能力	専門的な知識・経験を有するスタッフが業務に参画する体制となっているか。	40点
合計		80点

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査項目	審査内容	合計
有効性	事業に関する知見があり、根拠に基づく事業計画が期待できるか（道の駅）	40点
有効性	事業に関する知見があり、根拠に基づく事業計画が期待できるか（販売業・直売）	40点

有効性	事業に関する知見があり、根拠に基づく事業計画が期待できるか（飲食）	40点
有効性	コンテンツの提案に魅力と実現性を感じるか。	40点
有効性	独自提案について実現性と魅力を備えているか。	20点
有効性	提案内容、見積金額を総合的に判断して業務の実現性があるか。	80点
合計		260点

## 9 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成および提出、プレゼンテーションに関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (3) 参加申請及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
  - ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加申請および企画提案書
  - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案書
  - ウ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
  - エ 関係者に関する工作等、不正な活動を行ったと認められる場合
- (4) 本業務を委託する相手方の決定については、契約候補者との契約前協議を実施した上で選出業者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって本業務を委託する相手方を決するものではない。
- (5) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、提出者は審査結果について、異議等の申し立てをすることが出来ないものとする。
- (6) 見積金額が極端に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適當を認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (7) 本企画提案にかかる提出物は、本企画提案の事務以外では一切使用しない。また、第三者等に開示することはない。
- (8) 本企画提案において提出された企画をすべて採用するとは限らない。
- (9) 企画提案書に記載した内容は本業務における実施義務を提案者が提案したものとする。